

## 平成 26 年度 第 2 回 八戸市地域包括支援センター運営協議会

日時：平成 26 年 8 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分

場所：八戸市庁 本館 3 階 第 3 委員会室

### ●出席委員（8名）

工藤会長、獅子内副会長、藤川委員、澁田委員、室岡委員、眞下委員、新坂委員、高淵委員

### ●事務局

石田福祉部長兼福祉事務所長、梅内福祉部次長兼障がい福祉課長、

【高齢福祉課】長谷川高齢福祉課長、中居地域包括支援センター所長、夏堀主幹、山村主幹、  
酒井主幹、竹井主査

【介護保険課】岩崎G L

酒井主幹	<p>開会の前に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に郵送しました次第がついております、平成 26 年度第 2 回八戸市地域包括支援センター運営協議会、(1) 地方分権改革に伴う介護予防支援及び地域包括支援センターに係る基準条例の制定について、1 ページから 16 ページまで、(2) 平成 27 年度八戸市地域包括支援センターの体制整備についてが 17 ページから 19 ページ、本日配布しました出席者名簿、以上でございます。不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、委員の皆様がおそろいでございますので、ただいまより、平成 26 年度第 2 回八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、8 名となっておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事の進行は工藤会長にお願いいたします。</p>
工藤会長	<p>工藤でございます。</p> <p>では、座って議事を進行させていただきます。</p> <p>先ほど、介護・高齢福祉部会終わりました、そのままその流れで今回の地域包括支援センター運営協議会に移らせていただきます。</p> <p>皆さん本当にお忙しいところ、御出席くださりましてありがとうございます。</p> <p>それでは、次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。</p> <p>まず初めに、1 番、地域分権改革に伴う介護予防支援及び地域包括支援センターに係る基準条例の制定について、介護保険課から説明をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
岩崎G L	<p>介護保険課の岩崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>では、座って御説明させていただきます。</p> <p>それでは、議案(1) 地方分権改革に伴う介護予防支援及び地域包括支援センターに係る基準条例の制定についてご説明いたします。</p> <p>資料の 2 ページをご覧ください。</p>

岩崎 G L

まず、基準条例制定の概要についてです。

国と地方が適切に役割を分担し、地域のことは地域に住む住民が決められるよう、権限や財源を地方に移譲する地方分権改革が進められていますが、その一環として、平成 25 年 6 月 7 日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第 3 次一括法が成立しました。

この法律により、介護保険法の改正が行われ、介護予防支援事業に係る「申請者の法人格の有無に係る基準」、「従業者の員数、効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準」、地域包括支援センターに係る「包括的事業を実施するために必要なものに関する基準」の 3 つの基準について、改正前は介護保険法施行規則、厚生労働省令で定められておりましたが、改正後は市が条例で定めることになりました。平成 26 年 4 月 1 日から 1 年を超えない期間内で、経過措置が設けられております。

条例で定めることとされた基準については、項目ごとに、国の基準に従い定めるもの「従うべき基準」、国の基準を標準として定めるもの「標準」、国の基準を参酌して定めるもの「参酌すべき基準」、の 3 つの類型に分類され、これを踏まえて、市の実情に応じた内容を定めることとなります。なお、今回の第 3 次一括法関連では、「標準」型の項目はございません。

3 ページをお開きください。

市の条例案について御説明いたします。

まず、介護予防支援に係る基準です。

1. 申請者の法人格の有無に係る基準についてですが、基準の内容は、「申請者は法人である者とする」、基準の類型は「従うべき基準」であるため、条例案は国の基準のとおりといたします。

2. 従業者の員数、効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準のうち、従業者・員数に係る事項と、運営に関する事項の中のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する事項については、「従うべき基準」であるため、条例案は国の基準のとおりといたします。

運営に関する事項のうち、上記以外の項目と介護予防の効果的な支援の方法に関する基準については、「参酌すべき基準」となっており、国の基準と異なる基準を定めることができます。

条例案では、記録の整備についての項目のみ、国の基準と異なる基準とし、それ以外は国の基準のとおりとしております。

異なる基準の内容ですが、「指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完了の日から 2 年間保存しなければならない」とされておりますが、介護予防支援台帳については 5 年間、それ以外は 2 年間保存しなければならないものといたします。

この基準を制定する理由といたしまして、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合、市はその介護報酬の返還請求をすることになります。返還請求の時効は、地方自治法により、事業者が介護報酬を受け取ってから 5 年でありますが、サービス提供に関する記録の保存期間についての国の基準は、2 年となっているため、介護報酬の返還請求をするに当たって必要な記録が残っていない場合が想

<p>岩崎 G L</p>	<p>定されます。そのため、介護報酬の返還請求において、必要不可欠な記録である介護予防支援台帳の保存期間を2年間から5年間に延長するものです。なお、平成24年度、第一次地方分権一括法により、地域密着型サービス基準条例を制定した際、国の基準と異なる基準として、具体的なサービス内容等の記録の保存期間を2年間から5年間に延長しておりまして、今回も同様の基準として整合性を図るものです。</p> <p>次に、地域包括支援センターに係る基準です。</p> <p>地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準のうち、職員に係る基準・員数については、「従うべき基準」となっていることから、国の基準のとおりといたします。</p> <p>その他の事項、基本方針等については、「参酌すべき基準」となっていますが、こちらも国の基準のとおりとするものです。</p> <p>ここで、5ページをお開きください。</p> <p>これ以降は、国の基準の概要と基準の類型についてまとめたものです。</p> <p>6ページから15ページまでが、介護予防支援に係る基準です。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>11ページの下段の部分に「記録の整備」という項目がございます。先ほど御説明いたしました「参酌すべき基準」のうち、国の基準と異なる基準とするのが、こちらの「記録の整備」の項目です。下線を引いた2介護予防支援台帳の部分でございます。「2は5年間、それ以外は2年間保存しなければならない」の部分が国の基準と異なる部分となっております。</p> <p>16ページをお開きください。</p> <p>16ページでございますのは、地域包括支援センターに係る基準です。</p> <p>職員及びその員数に関する基準は「従うべき基準」、その他は「参酌」となっております。</p> <p>以上が条例の概要をまとめたものになっております。</p> <p>そして、今後、条例制定前のスケジュールですが、事業所への周知期間を考慮し、12月議会定例会での上程を予定しております。9月中旬にパブリックコメントを実施し、本日の御審議とパブリックコメントの結果を踏まえ、次回10月22日開催予定の介護・高齢福祉部会において最終案を御提示いたしたいと考えております。</p> <p>以上で条例案についての御説明を終わります。</p>
<p>工藤会長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明がございましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。</p> <p>国から地方へという形で、それぞれ必要なところを条例として作ったということですよ。</p> <p>ございますか。</p> <p>はい、それでは、1の議案については終わりいたします。</p> <p>次に、2番目、平成27年度の八戸市地域包括支援センターの体制整備について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>中居所長</p>	<p>はい、八戸市地域包括支援センターの中居と申します。よろしくお願いたします。</p>

<p>中居所長</p>	<p>それでは、平成 27 年度地域包括支援センターの体制整備についてご説明いたします。座って説明させていただきます。</p> <p>では、18 ページをお開きください。</p> <p>国からの地域包括支援センターの方針が示されたことや、条例制定に伴い、地域包括支援センターの体制強化の整備が必要と考えており、体制強化が必要な背景としまして、(1)の当市の高齢者の状況がありますが、国立社会保障・人口問題研究所が 2015 年から 2040 年の当市の人口総数及びの高齢者人口の推計を出しております。</p> <p>現在の高齢化率は、平成 26 年 7 月末現在ですが、25.9%ですが、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になる 2025 年は、高齢化率が 33.9%と推計されております。</p> <p>高齢者人口が増え、それを支える世代の人口も減少するため、今後、3 人で 1 人の高齢者を支えていく時代となってまいります。</p> <p>そのため、地域包括ケアシステム、いわゆる高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築が必要となります。</p> <p>次に、(2)についてですが、2015 年度に改正される介護保険制度の中で、地域包括ケアシステム構築に向け、新たに包括的支援事業として①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの体制整備が位置付けられ、当市も取り組むこととしております。</p> <p>また、併せて、高齢者への直接的な支援をする地域包括支援センターについては、システム構築の中核的な機関として体制強化を図っていくことになっております。</p> <p>次に、(3)についてですが、新たな包括的支援事業である①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの体制整備について簡単に説明いたします</p> <p>①につきましては、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するもので、主な事業内容を資料に記載しております。</p> <p>②については、認知症高齢者を地域で支えるために必要な早期診断などを行う医療機関、介護サービスや生活などの体制を整えるもので、「認知症施策推進 5 か年計画」通称「オレンジプラン」を進めていくこととなります。</p> <p>③につきましては、地域の支援者及び多職種の専門職を交え、介護支援専門員のケアマネジメント支援を行うとともに、個別のケース課題を通じて地域の課題を発見し、地域づくり、政策形成につなげるものでございます。</p> <p>19 ページをお開きください。</p> <p>④については、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図るために、地域に必要な資源開発や地域の関係者間のネットワークづくりなどを行う生活支援コーディネーターの配置や、その活動を支える協議体の設置などを行いながら、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくものでございます。</p> <p>今、ご説明したように、地域包括ケアシステムを構築するため、今後、地域包括</p>
-------------	--

中居所長	支援センターの体制強化が必要と考えております。 以上です。
工藤会長	はい、ありがとうございます。 ただいまの事務局からの説明に対して、御質問ございますでしょうか。 よろしいですか。 来年度の体制の整備についてですが、医師会でもこういうことをしておりますが、是非、中心となって包括支援センターがやっていただければいいと思っております。 よろしくをお願いします。 特にないようでしたら、2番目についての審議を終わりたいと思います。 議事は以上でございます。 その他、何かございますでしょうか。
高淵委員	高淵です。包括の業務としてはたいへんだと思うんですがね。全くそれと関係ないとはいえないんですが、人口問題研究所の推計では、24万弱の人口が17万弱という驚異的な数字が出てくるんですが、これは包括だけの問題じゃなくて、他課と提携していく、戻ってくるとか、都会から人口をいただくとか、何かやらないとですね、これ、たいへんだなあ。これは包括だけの問題ではなくて。会長、これ、何とかならないですか。
工藤会長	人が八戸から去っていかないような魅力的なまちにしないといけない。産業から、あるいは文化からいろんなことを考えながら、やっていかなくちやないんじゃないかと思えます。これはもう本当にトップの、トップダウンでいろいろ考えていかなくちやいけないんじゃないかなと思えますが、何とも、この委員会では。
高淵委員	藤川議員、議会の方でもこういう問題なんて考えてるんですか。
藤川委員	ずっとこれは議会でも議論されてきたことですし、この2040年となると逆に都会のほうが亡くなる方、高齢者が多い、多くなってると思う。地方の方が緩やかだと思うので、またその危険もあって都会から引き込むというよりも、自立という意味で考えたほうがいいのか、本当、高淵委員おっしゃるとおり、多角的に見ないといけない問題なので。
工藤会長	それでは、事務局から連絡事項ございますでしょうか。
長谷川課長	はい。それでは、介護・高齢福祉部会に引き続き、包括支援センター運営協議会、ありがとうございました。 国からの地域包括支援センターの方針が示されていますこととか、条例制定に伴って地域包括支援センターの体制強化の整備が必要となりますので、現在、関係機関と協議している最中でございます。ある程度方向性が決まり次第、運営協議会を再度開催して、御審議していただきたいと考えておりますのでよろしくどうぞお願いいたします。 本日は、お忙しい中ありがとうございました。
酒井主幹	それでは、これをもちまして、平成26年度第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。